

第 1 編 総 則

第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、瀬戸内市防災会議が策定する計画であり、市の地域に係る国、地方公共団体をはじめ、その他の公共機関が推進又は対策を講じなければならない防災に関する事務又は業務について総合的に記述する。本計画により、市、関係機関及び住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって市の地域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、災害対策の実施に当たって市は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、判断するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、国及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、県及び公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講ずる。

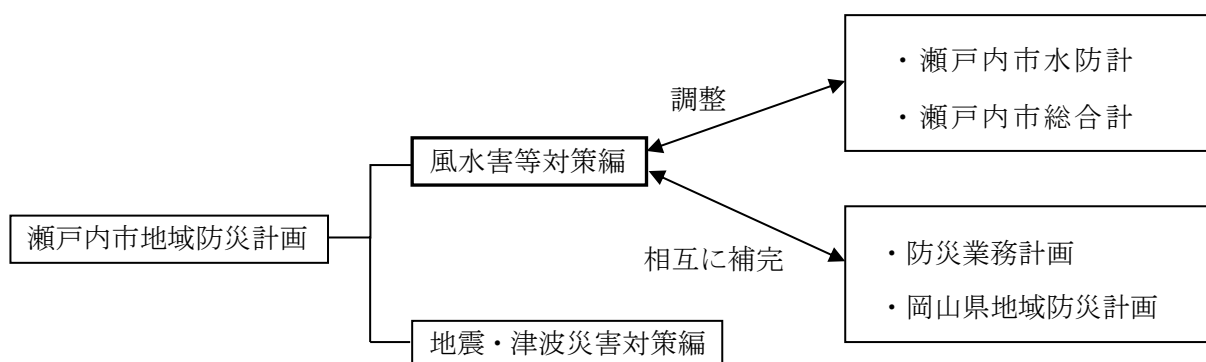
また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国及び県が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓、市の特性や地域住民のニーズ、防災会議、学識者の意見を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第2 計画の構成

瀬戸内市地域防災計画は、「風水害等対策編」と「地震・津波災害対策編」をもって構成する。水防法に基づく「瀬戸内市水防計画」及び「瀬戸内市総合計画」とも十分な調整を図るとともに、指定行政機関又は指定公共機関の作成する「防災業務計画」及び「岡山県地域防災計画」と有機的なつながりを持ち、相互に補完する。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の役割分担やその実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。



第3 防災施策の基本方針

市民が安心して日常生活を営むことができるように、安全な生活環境の形成をめざし、消防、防災、環境保全に努める。

特に、人口密集地域の防火、観光拠点の防災、自然環境の保全に努めるため地域防災計画を策定し、対応能力の強化を図る。

第4章 災害の想定

この計画は、市の地域における地勢、地質及び気象その他地域の自然的条件に加え、人口、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを防災対策の基礎とする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 高潮等による災害
- 4 上記1～3のほか異常気象による災害
- 5 大規模な火災
- 6 危険物の爆発等による災害
- 7 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 9 交通事故
- 10 道路構造物の被災等による道路災害
- 11 鉄道における災害
- 12 航空機事故による災害
- 13 海上における災害
- 14 その他の特殊災害

第5 用語の意義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 災害対策本部・・・・・・・・瀬戸内市災害対策本部をいう。
- (2) 県災害対策本部・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部・・・・・・・・岡山県備前地方災害対策本部をいう。
- (4) 現地災害対策本部・・・・・・・・瀬戸内市現地災害対策本部をいう。
- (5) 県現地災害対策本部・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
- (6) 消防本部・・・・・・・・瀬戸内市消防本部をいう。
- (7) 地域防災計画・・・・・・・・瀬戸内市地域防災計画をいう。
- (8) 県地域防災計画・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (9) 本部長・・・・・・・・瀬戸内市災害対策本部長をいう。
- (10) 県本部長・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (11) 県地方本部長・・・・・・・・岡山県備前地方災害対策本部長をいう。
- (12) 県現地本部長・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (13) 防災関係機関・・・・・・・・瀬戸内市、県、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設を管理するものをいう。
- (14) 県水防計画・・・・・・・・水防法第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
- (15) 県水防本部・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。
- (16) 県水防本部長・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。
- (17) 県警察・・・・・・・・岡山県警察をいう。
- (18) 避難場所・・・・・・・・災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所
- (19) 指定緊急避難場所・・・・・・・・災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの
- (20) 指定避難所・・・・・・・・災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの
- (21) 要配慮者・・・・・・・・要配慮者は、災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する人で、以下のような類型を基本とする。
①高齢者、②障がい者及び障がい児、③難病患者等、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥外国人等、⑦災害時負傷者、⑧災害孤児等、⑨地理に不案内な旅行者等
なお、これらの人たちの中にも災害時の一連の行動をとるのに支援を要しない人々は相当数含まれる。一方、これら以外の人たちの中にも要配慮者は存在する。
- (22) 避難行動要支援者・・・・・・・・避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2章

瀬戸内市防災会議

1 瀬戸内市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に地域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条及び市防災会議条例に基づき市の附属機関として瀬戸内市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。

2 組織

- (1) 会長 瀬戸内市長
- (2) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 岡山県の知事部局の職員のうちから市長が任命する者
 - ウ 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - エ 市長が部内の職員のうちから指名する者
 - オ 教育長
 - カ 消防長及び消防団長
 - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

3 所掌事務

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 重要事項に関し、市長に答申すること
- (4) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(資料 29-1 瀬戸内市防災会議条例)

4 地域防災計画等の作成又は修正

- (1) 瀬戸内市地域防災計画

防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的な行動を促すことが重要である。

また、地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。
- (2) 地区防災計画

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民を主体とする組織又は団体から地域防災計画の提案があったときはこれを審議し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、地域防災計画と同様に毎年同計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3章

各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災に関して処理すべき事務及び業務は概ね次のとおりである。

1 瀬戸内市

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (7) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (8) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (10) 被害の調査及び報告を行う。
- (11) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (12) 水防活動及び消防活動を行う。
- (13) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (17) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (19) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (22) 火災予防等各種災害予防を行う。
- (23) 被災者の救出、救護及び救急を行う。
- (24) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (25) 被災水道の迅速な応急復旧措置を行う。

2 県

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設・改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため、職員の派遣要請を行う。
- (22) 市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策の実施が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 瀬戸内警察署

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難指示を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防、取り締まり、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動の協力を行う。

4 県の指定地方行政機関（注）【 】内には、県内に所在する主な下部機関を記載した。

【中国四国管区警察局】

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。
- (6) 津波警報の伝達に関する業務を行う。

【中国財務局（岡山財務事務所）】

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。

また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起す場合は、資金

事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。

- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

【中国四国厚生局】

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

【中国四国農政局】

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等を把握する。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

【近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）】

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 市長、知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

【中国経済産業局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

【中国四国産業保安監督部】

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

【中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- (5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- (6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- (7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講ずる。

【大阪航空局（岡山空港出張所）】

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講ずる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

【第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）】

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて、船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取り締りを行う。
- (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

【大阪管区气象台（岡山地方气象台）】

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報及び注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する

- る情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
 - (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報及び警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
 - (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報等を関係機関に通知する。
 - (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
 - (7) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
 - (8) 市が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

【中国総合通信局】

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与申請を行う。

【岡山労働局】

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督・指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

【中国地方整備局】

（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川及び小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。

- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号、30号、53号及び180号直轄管理区間の改築工事、維持・修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- (2) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。
- (3) 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

【中国四国防衛局】

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

【中国四国地方環境事務所】

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長及び空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援を行う。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水の支援を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 交通整理の支援を行う。
- (13) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (14) その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動を行う。

6 県の指定公共機関

【日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）】

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

【日本銀行（岡山支店）】

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ、関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

【西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）】

(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。

(2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

(3) 死傷者の救護及び処置を行う。

(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

【西日本電信電話株式会社（岡山支店）】

(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

(5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

(6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

【株式会社NTTドコモ（岡山支店）・KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

【日本赤十字社（岡山県支部）】

- (1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 被災者支援に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品セット）等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、救援物資の配布などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

【日本放送協会（岡山放送局）】

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

【中国電力ネットワーク株式会社（岡山東ネットワークセンター）】

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。
- (3) 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

【日本通運株式会社（岡山支店）】

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

【西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（岡山管理センター）】

- (1) 災害防止に関すること
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）】

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

7 県の指定地方公共機関

【各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）】

日本放送協会に準ずる。

【ガス事業会社（大阪ガス株式会社）】

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。

- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

【一般社団法人岡山県トラック協会】

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

【岡山県貨物運送株式会社】

日本通運株式会社に準ずる。

【公益社団法人岡山県医師会】

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。
※ 日本医師会の編成する災害医療チーム
日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマツ））。

【公益社団法人岡山県看護協会】

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

【一般社団法人岡山県LPガス協会】

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者**【水防管理団体】**

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

【農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）】

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡施について協力する。

岡山市農業協同組合及び邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合及び瀬戸内市商工会等は、各関係の被害調査、応急対策等に協力する。

【文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）】

- (1) 防災関係機関の行う応急対策等に協力する。
- (2) 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (3) 被災者に対する保護対策に協力する。

【危険物施設の管理者】

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

【アマチュア無線の団体】

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

【医療機関（瀬戸内市医師会）】

- (1) 救護班、医療班の編成及び医療救護の実施に関すること
- (2) 開設又は管理する医療施設につき臨時救護所又は委託医療機関としての活用に関すること

【災害拠点病院】

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った医師、看護師、その他医療従事者で構成される救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

【災害時精神科医療中核病院】

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・斡旋を行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ・派遣を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（概ね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

【建設関係業者】

- (1) 災害応急対策の実施にかかる建設機械による障害物の除去及び人命救助に協力する。
- (2) 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請に協力する。

【その他重要な施設の管理者】

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第4章

地域防災計画の修正及び公表

第1 地域防災計画の修正

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 地域防災計画の周知

地域防災計画は、市職員及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、その要旨を公表しなければならない。計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置する。

第5章

瀬戸内市の概要

第1 自然的条件

1 位置と地勢

瀬戸内市は総面積 125.46k m²で岡山県の南東部に位置し、西は岡山市、北は備前市に接しており、市の西端を南北に一級河川吉井川が流れ、中央部には千町川との間に千町平野が広がり、南東部は瀬戸内海に面した丘陵地と、長島、前島などの島々からなっている。

総面積の 42.6%は山林、20.9%は耕地、7.4%は宅地、1.7%は原野、27.4%はその他となっている。

(1) 河川の状況

県下三大河川の一つ吉井川をはじめ、干田川、香登川、千町川、是安川及び奥山川等がある。このうち河川法適用河川は 16（1 級河川 12、2 級河川 2、準用河川 2）でその総延長は、44 kmに及んでいる。

(2) 海岸の状況

海岸の総延長は、約 57 kmで、そのうち国土交通省河川局所管の海岸保全区域延長は 8,254m、農林水産省所管の海岸保全区域延長は 8,626m、国土交通省港湾局所管の海岸保全区域延長は 9,258m である。

海岸保全区域の指定状況は、資料 16「海岸保全区域」に示すとおりである。

(3) 治山の状況

主に東南部において小丘陵による複雑な地形を形成している。立木は花崗岩地帯のため成長がよくない状況となっていることから、計画的に土留工、植栽工等により山腹崩壊、土砂流出の防止対策を行う必要がある。

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の危険箇所数は次表のとおりである。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

在)

	牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
山腹崩壊危険地区	22	56	14	92
崩壊土砂流出危険地区	11	52	17	80
計	33	108	31	172

(4) 砂防の状況

急傾斜地崩壊防止事業と砂防河川の改修により排水整備を行っている。

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流等危険溪流の危険箇所数は次表のとおりである。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
急傾斜地崩壊危険箇所	41	42	4	87
土石流等危険溪流	3	20	8	31
計	44	62	12	118

(5) 港湾の状況

牛窓港を主体とし港湾その他の漁港が「12」ある。いずれも天然の良港であり、中でも牛窓港は瀬戸内海航路の要衝であった。今後は観光港として広く利用すべく再整備の必要がある。

市内の港湾、漁港は、地形にも恵まれ、海面は、静穏なため過去において被害は比較的少ないが、防波堤の延長、補強等改良工事を行う必要がある。

港 湾 (9)	牛窓港、幡港、黄島港、師楽港、 網代港、布浜港、間口港、知尾港、玉津港
漁 港 (3)	西脇漁港、朝日漁港（子父雁）、虫明漁港

(6) 道路、橋梁の状況

道路延長は764,892m、橋梁「747」であるが、市道については79.9%以上舗装を完了し、橋梁も大部分永久橋となっている。未舗装、非永久橋については、今後改良を継続していく。

道路、橋梁の状況は次表のとおりである。

(平成29年度 道路施設現況調査)

	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
国 道	1	2,400	100.0	100.0
県 道	23	137,727	76.8	97.5
市 道	2,389	624,765	40.0	79.9

(7) ため池の状況

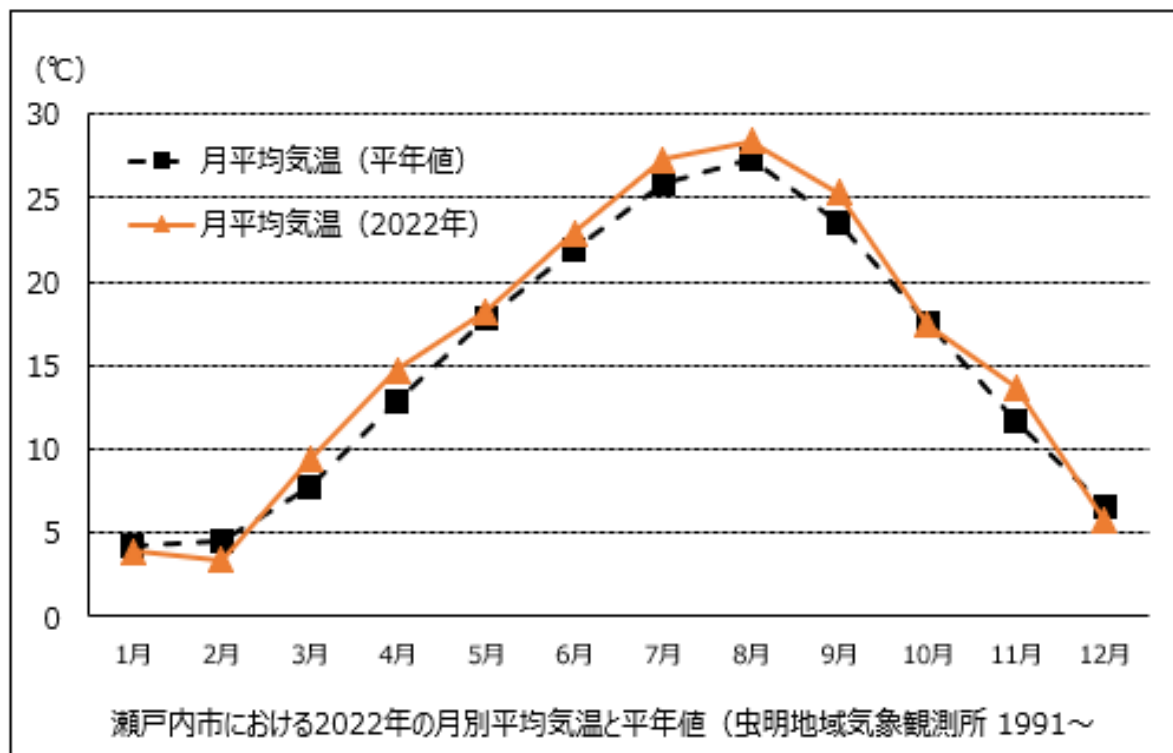
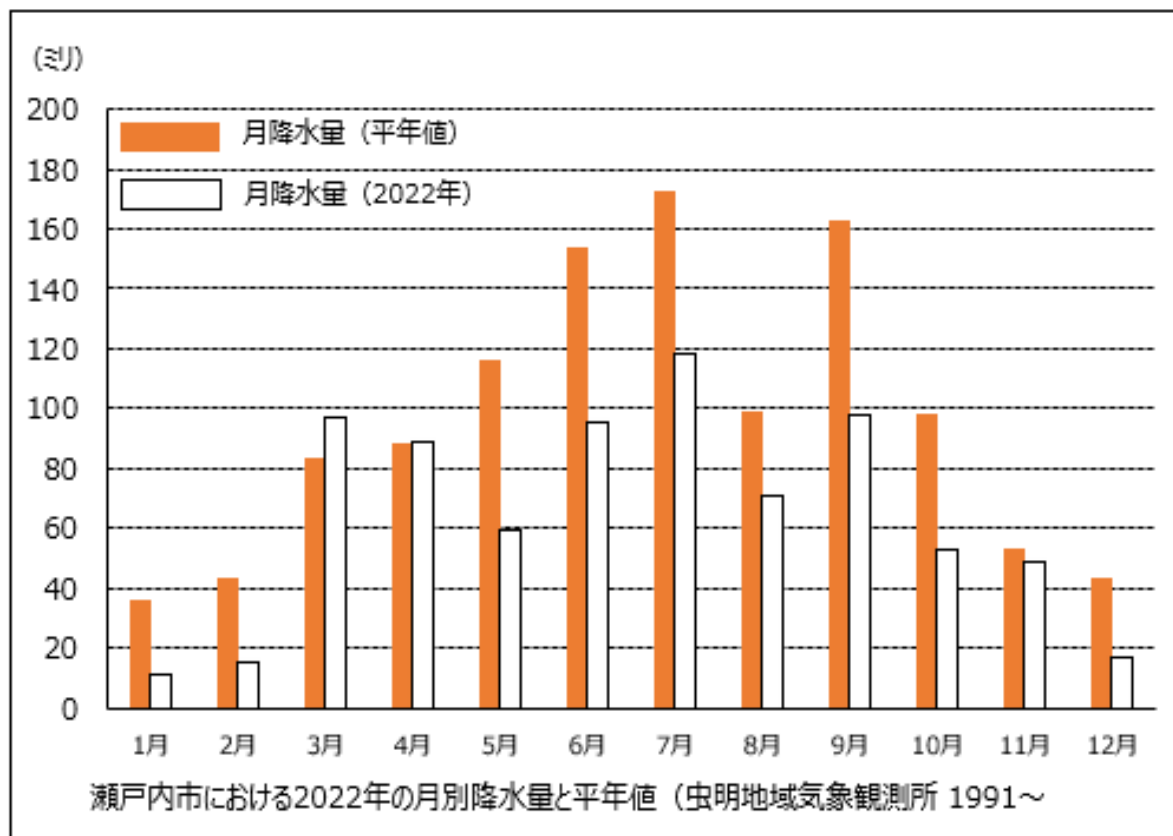
ため池総数は、642箇所、これら多数のため池の内には、老朽したため池もあるので計画的に改修を行い、適切な維持管理に努めている。

た め 池 の 内 訳

た め 池 総 数	点検が完了した ため池	巡回監視が必要な ため池
642	276	18

2 気象

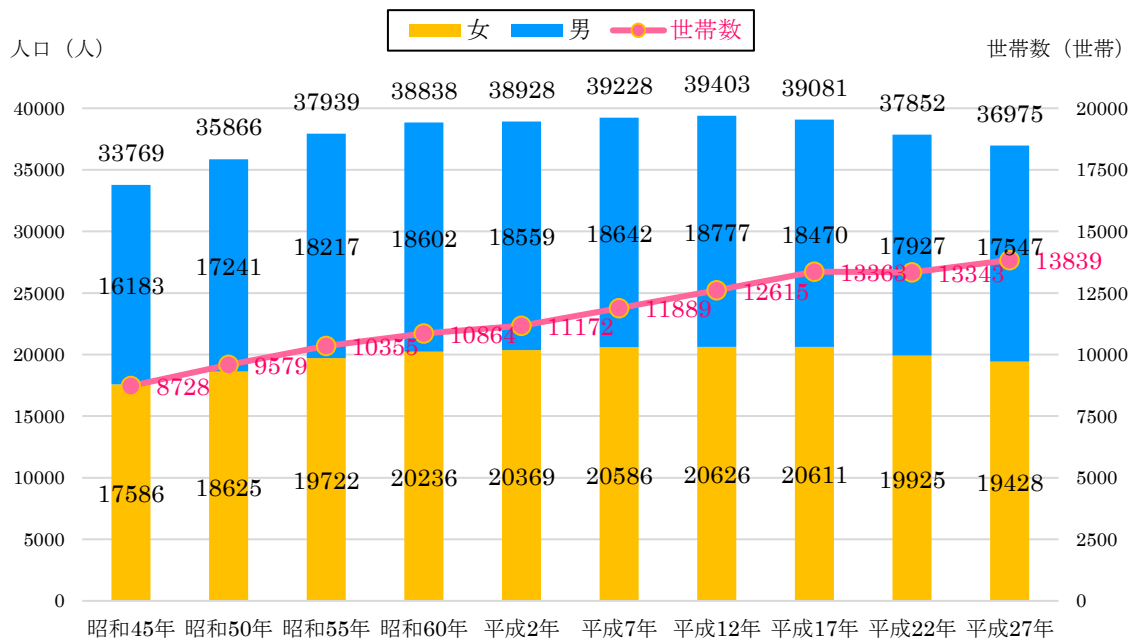
本市は、北は中国山地、南は四国山地にさえぎられ、海に面しており温暖で比較的雨が少ない、いわゆる瀬戸内海式気候である。虫明地域気象観測所（気象庁）の平年値よると年間雨量は1,150.6mm、気温も年平均15.1℃と、四季を通じて温暖な気候に恵まれた地域である。



第2 社会的条件

1 人口

瀬戸内市の人口は平成12年頃までは増加傾向であったが、経済の安定成長への移行に伴う企業活動の低迷及び出生数の減少等により、現在は若干の減少傾向となっている。今後も、出生数の減少傾向は続くと見込まれるものの、積極的に都市機能や産業基盤の整備を図ることにより減少傾向からの回復が見込まれる。



瀬戸内市人口・世帯数の推移 (国勢調査)

2 都市化等

市の西部においては近年住宅地の開発が進み新たな市街地を形成している。また、市の東部や南部においては、人口は減少しつつあるものの岡山ブルーライン沿線、瀬戸内海沿岸部等に多くの観光資源があり、これらを結んだ観光レクリエーション地区として期待されている。

第3 災害履歴

1 水害

(1) 昭和51年9月8日～13日 集中豪雨

台風17号の影響による集中豪雨が8日から降り始め、13日まで6日間連続降り続き800mm近い総雨量を記録した。このため干田川、香登川、油杉川、千町川等ほとんどの河川が氾濫した。また、がけ崩れによる家屋の損壊、道路の損壊、そして水路・ため池の決壊などが多発して、未曾有の大災害を受け、激甚災害地域として指定された。

被害状況

		牛窓町	邑久町	長船町	計(瀬戸内市)
死亡者(人)		—	—	—	—
負傷者(人)		—	—	—	—
住家(戸)	全壊	4	24	—	28
	半壊	—	47	183	230
非住家(戸)	全壊	45	1	—	46
	半壊	—	7	12	19
床上浸水(戸)		109	456	210	775
床下浸水(戸)		700	1,526	800	3,026
道路の損壊(ヶ所)		152	249	182	583
堤防の損壊(ヶ所)		—	—	—	—
河川の損壊(ヶ所)		—	97	70	167
橋梁の破損、流出(ヶ所)		—	2	13	15
ため池の損壊(ヶ所)		—	22	20	42
山林崩壊	ヶ所	—	72	—	72
	ha	—	—	—	—
流出、埋没(ha)	田	—	—	62	62
	畑	88	—	—	88
冠水(ha)	田	73	1,097	575	1,745
	畑	91	—	—	91
水稲被害(ha)		73	1,097	637	1,807

(2) 平成2年9月17日～19日 集中豪雨

秋雨前線及び台風19号による豪雨があり、期間中の雨量は525mmとなった。道路の損壊や山、がけ崩れが市内各所で発生した。

被害状況

		牛窓町	邑久町	長船町	計(瀬戸内市)
死亡者(人)		—	—	—	—
負傷者(人)		—	—	—	—
住家(戸)	全壊	4	—	—	4
	半壊	2	—	11	13
	一部損壊	15	—	—	15
非住家(戸)	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
床上浸水(戸)		135	443	163	741
床下浸水(戸)		613	1,320	393	2,326
道路の損壊(ヶ所)		39	89	37	165
堤防の損壊(ヶ所)		—	—	8	8
河川の損壊(ヶ所)		—	58	9	67
橋梁の破損、流出(ヶ所)		—	—	1	1
水路の破損(ヶ所)		—	—	20	20
ポンプ施設の破損(ヶ所)		—	—	9	9
ため池の損壊(ヶ所)		—	—	17	17
林道の損壊(ヶ所)		—	—	15	15
山林崩壊	ヶ所	66	6	5	77
	ha	0.16	—	—	0.16
農業用施設(件)		—	487	—	487
農地(ha)		—	50	—	50
流出、埋没(ha)	田	—	—	—	—
	畑	3	—	—	3
冠水(ha)	田	—	661	350	1,011
	畑	40	—	—	40
水稻被害(ha)		—	661	350	1,011

(3) 平成16年 台風

平成16年は8月から10月中旬の間に、台風10号、台風11号、台風16号、台風18号、台風21号、台風23号と連続して被害をもたらした。

なかでも、台風16号は満潮時と重なり最高潮位は宇野港で標高256cm（歴代記録1位）と高潮による被害が多い年となった。

被害状況

被害発生日	被害項目			牛窓町	邑久町	長船町	計（瀬戸内市）
台風10号 8月1日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	—	—	—	—
		床下	棟	6	—	—	6
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
人		人	—	—	—	—	
台風11号 8月5日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	—	—	—	—
		床下	棟	—	18	—	18
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
人		人	—	—	—	—	
台風16号 8月29日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	259	122	—	381
		床下	棟	228	124	—	352
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	259	122	—	381
人		人	694	348	—	1,042	
台風18号 9月7日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	23	11	—	34
		床下	棟	207	112	—	319
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	23	11	—	34
人		人	62	31	—	93	
台風21号 9月29日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	6	5	—	11
		床下	棟	112	85	20	217
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	7	—	6	13
	罹災者	世帯	世帯	6	5	—	11
人		人	21	11	—	32	
台風23号 10月20日	建物被害	一部破損	棟	—	—	1	1
	浸水	床上	棟	1	—	—	1
		床下	棟	80	—	—	80
	非住家	公共建物	棟	—	—	—	—
		その他	棟	4	—	—	4
	罹災者	世帯	世帯	1	—	—	1
人		人	1	—	—	1	

(4) 平成17年9月6日 台風

台風14号がゆっくり進んだことや本州付近に停滞していた前線に向かって湿った空気が流れ込んだため、4日から7日にかけて断続的に雨が降り、6日から7日にかけて強い風が吹き大荒れの天気となった。

被害状況

被害発生日	被害項目			牛窓町	邑久町	長船町	計(瀬戸内市)
台風14号 9月6日	建物被害	一部破損	棟	—	—	—	—
	浸水	床上	棟	16	12	—	28
		床下	棟				
	非住家	公共建物	棟	12	—	—	12
		その他	棟	—	—	—	—
	罹災者	世帯	世帯	—	—	—	—
	人	人	—	—	—	—	

2 火災

区分 年次	火災件数(件)					焼失面積		罹災者数 (人)	死傷者数(人)		損害額 (千円)
	総数	建物	林野	車両	その他	建物(m ²)	林野(a)		死者	負傷者	
平成22年	16	5	6	3	2	874	235	25	0	0	61,661
平成23年	12	5	4	0	3	474	75	10	0	1	21,885
平成24年	17	10	1	3	3	695	1,520	12	0	4	44,869
平成25年	21	11	3	0	7	737	23	14	6	4	26,278
平成26年	8	4	1	1	2	285	8	7	1	3	7,302
平成27年	13	11	0	0	2	249	3	17	0	1	15,402
平成28年	21	14	3	0	4	569	7	45	0	2	24,689
平成29年	12	6	0	1	5	169	0	7	0	2	12,528
平成30年	12	7	2	2	1	553	54	10	0	0	47,342
平成31年	19	10	1	2	6	377	60	20	0	5	18,497

第4章 災害の危険性の総合的把握

1 危険地域の実態把握

市は近年台風豪雨によって干田川・油杉川・道還川の決壊、香登川及び千町川等の氾濫などによる水害をはじめ、土砂崩れなどの被害を受けてきた。

災害防止は、行政などによる公的な防災機関だけでは不可能であり、地域ぐるみの防災活動が重要なため、自治会単位を中心とした自主防災組織などの育成強化が必要である。

また、出水期前などに、定期的な防災・水防訓練の実施や広報を通じて防災知識の普及啓発を行っているが、一層の防災意識の高揚を図る必要がある。総合的、効果的な防災活動を行うため、適宜、地域防災計画を見直し、災害時に備え避難経路、避難場所を徹底し、避難誘導に万全を期するなど防災体制の整備充実を図る必要がある。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は吉井川、干田川、千町川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所などを示したハザードマップを作成し、公表する。

(1) 洪水予報の伝達方法

洪水予報の伝達は、防災行政無線や広報車等により地域住民に対して伝達するとともに、行政委員や自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難場所の円滑かつ迅速な避難の確保

避難指示等発令時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(3) 浸水想定区域内の高齢者施設等への対応

浸水想定区域内において、主として高齢者、障がい者及び乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する避難行動要支援者及び要配慮者関連施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、防災行政無線等により洪水予報等を伝達する。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

福祉関係部局、消防団、自主防災組織及び福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者台帳を整備し、避難行動要支援者に対しての具体的な避難支援計画の策定に努める。

(資料 22 要配慮者関連施設)

3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確保

市は、大雨や地震による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から人的被害を軽減するため、知事が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等におけるハザードマップを作成し、公表する。あわせて、警戒避難体制の整備を図る。

(資料 34 土砂災害ハザードマップ)

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

日頃より土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨期や台風期に巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するよう努める。

(2) 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達方法

降雨等により、土砂災害の危険があると認められる場合は、市防災行政無線や広報車及び緊急速報エリアメール等により地域住民に対して伝達するとともに、消防団・行政委員・自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

また、県と岡山地方気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表した際には、避難指示を発令する。

(3) 警戒避難・救助体制の確保

土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難・救助体制の確立など、円滑かつ迅速な避難及び救助が確保できる体制づくりに努める。

また、土砂災害警戒区域等内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する避難行動要支援者及び要配慮者関連施設に対しては、必要があると認められる場合は、防災行政無線等により土砂災害警戒情報等を伝達する。

なお、土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者に対しては、福祉関係部局、消防団、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所)

(資料 8 急傾斜地崩壊危険区域 (法律指定箇所))

(資料 9 土石流危険溪流)

(資料 10 土砂災害警戒区域一覧表)

(資料 11 砂防指定地 (法律指定箇所))

(資料 12 山腹崩壊危険地区 (農林水産省林野庁所管))

(資料 13 崩壊土砂流出危険地区 (農林水産省林野庁所管))

(資料 22 要配慮者関連施設)